

京 都 大 学 理 学 部 規 程 及 び 京 都 大 学 薬 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学理学部規程 (昭和25年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学薬学部規程 (昭和35年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p><u>第5条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>第6条 (同 左)</p> <p><u>第6条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>